

社会福祉法人 ゆうのゆう

2019 年度事業報告書

(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)



1：総括

30年にわたる「平成」が終わりを告げ「令和」が幕を開けた2019年度。私たちが、重症心身障害者を対象とした「どんなに障害が重たくても通える場所」をつくるための活動をスタートさせ（1991年）、その最初の拠点となる「デーセンター夢飛行」が産声を上げてから（1992年）もうじき30年。つまり、私たちのこれまでの取り組みは、ほぼそのまま「平成」という時代と共に歩みながら紡がれてきたものということになります。そんな「平成」に代わりやってきた「令和」ですが、新しい時代の始まりは必ずしも明るい話題にばかり満ちたものではありませんでした。特に年明け以降、新型コロナウイルス感染症の拡大が日本のみならず世界中の人々をその渦中に巻き込み、今も完全な終息の兆しは見えないままです。「災害」とも呼べるこのコロナ禍に際して、障害当事者に欠かせない「インフラ」としての役割を果たしながら、感染防止対策と感染者が出た場合の対応に万全を期すことが、私たちには求められています。

一方、ニュースの話題がコロナ禍一色に染まりかけていた年度末の3月、いわゆる「相模原事件」で殺人などの罪に問われた植松聖被告に対し、一審で死刑判決が言い渡されました。そして、植松被告が控訴を取り下げたため、そのまま死刑が確定することとなりました。3年前の当欄でもこの事件について言及しましたが、当然ながら被告人に対する死刑判決をもって、事件そのものが「解決」したわけではありません。植松氏が主張するある種の優生思想はもとより、日本社会における障害当事者への向き合い方が今も問われ続けています。例えば殺害された障害当事者の実名「非公表」について。奇しくも本年度に起きた「京都アニメーション」放火殺人事件では、事件発生から1ヶ月以上かかったとはいえ、結果的に犠牲者36名全員の氏名が公表されました。しかし、「津久井やまゆり園」の犠牲者（障害当事者）の実名は、事件から間もなく4年が経とうとしている今も非公表のままです。実名公表の是非をここで問うつもりはありませんし、「無名」のままでは犠牲者を悼むことができないというわけでもありません。ただ、「合計19名が亡くなった」と「●●さん、△△さん、◇◇さん…さん（＝実名）が亡くなった」とでは、「その人が確かにこの世に存在していた」ことに対する実感の「重み」に雲泥の差があります。

コロナ禍によって東京五輪と同じくひとまず「延期」となったパラリンピック。数年来、テレビCMをはじめ様々なメディアでパラ・アスリートが脚光を浴びていますが、果たしてそこに、障害当事者と向き合うことの本質がどれほど含まれているのでしょうか。私たちは「次の30年」を見据えて利用者と共に歩み始めるに当たり、「あの事件は一体何だったのか」という問いを、私たち自身にも社会に対しても投げかけ続けていく必要があるのかもしれない。

2020年6月30日

代表理事 小林 美穂

2：デーセンターモモの家（生活介護）

□登録利用者：32名／定員：22名（2019年度末時点）

□活動状況

2009年に現在の拠点に移転してから丸10年が経ちましたが、良い意味で「変わらず」年間通じての日中活動、誕生日会、散歩などに加え、花見、夏祭り、グループ外出、旅行、ハロウィン、クリスマス会、初詣、新年会などの季節に合わせた行事も楽しむことができました。

ただ、グループ外出については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で参加できなかった利用者もおられ、今後は「with コロナ」に対応しながら、例年通り全員参加できるよう取り組んでいきたいと思っています。また、弁天町 ORC でのフリーマーケットや大阪天満宮での「てんまーと」、トルテ（堺筋本町駅構内）、「大阪市社会福祉研修・情報センター」（西成区）での自主製品などの販売活動は、新型コロナウイルスの影響が出るまではほぼ毎月参加できており、利用者の地域活動・交流にもつながっていたと感じます。福島区地域の行事では、区民センターでの映画会（区人権啓発推進協議会主催）、健康展（区医師会など主催）、あいあい祭り（区社協主催）、下福島公園での福島区民祭りへ参加できましたが、区民祭りについては雨天延期で日曜日となり、利用者の参加が叶わなかったのが残念でした。

その他 2019 年度のトピックとしては、送迎などでお世話になっている「自立生活センターFREE」さんより、ハロウィンパーティー（10月）へのお誘いをいただき、参加・交流させていただいたことが印象に残っています。実際に自立生活（親元を離れての地域生活）をしている方、考えている方たちと交流することにより、モモの家の利用者にとっても、自身の将来の生活についてイメージを膨らませる機会になったのではないかと考えて

います。2020年度は、新型コロナウイルス感染予防に取り組みながら、利用者への安全なケア、充実した日中活動の継続に万全を期していきたいと思っています。



3：デーセンター機関車（生活介護）

□登録利用者：28 名／定員：15 名（2019 年度末時点）

□活動状況

新拠点に移転して丸 3 年を迎えました。年明け以前の時期については、グループ外出をはじめ、散歩や買い物、各種販売活動（トルテ、てんまーと、都島ふれあいフェスタなど）といった、利用者が「外に出る」活動に積極的に取り組むことができていました。一方で、年明け～年度末にかけては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外出を伴う活動が縮小を余儀なくされたほか、感染予防のため通所を自粛される利用者が増え始めることとなりました。そのような状況下でも、屋内でのイベント・活動を充実させるなど、「日中生活の場」として、可能な限り利用者の QOL を低下させることのないよう工夫を凝らしてきました。

2019 年度のトピックとしては、ビー玉アート制作の充実が挙げられます。「自宅の壁紙にビー玉アートを使いたい」というオーダーを受けた受注制作のほか、施設内で利用者の荷物を一時的にまとめておくための風呂敷にビー玉アートをあしらうといったことにも取り組みました。機関車オリジナルのビー玉アートの「応用」については、今後も力を入れていきたいと思います。その他、従来「モモの家」や「音・on」で絵本読み聞かせをしてくださっていたボランティアの方が、機関車も訪問して下さるようになり（月 1 回）、日中活動に一つのアクセントが加わりました。一方、2018 年度に取り組んでいた無農薬野菜販売が、運搬事情の関係で 2019 年度は中止となってしまったことが悔やまれます。

2020 年度は、まずは、現在も新型コロナウイルスの影響で通所を自粛されている利用者、反対に通所を継続・再開されている利用者、双方への対応に十全を期していきたいと思います。その上で、利用者の社会参加促進のためにも積極的な外出の機会を窺いつつ、外出に代わる屋内での充実した日中活動の提案にも注力していきます。



4：デーセンター音・on（生活介護）

□登録利用者：27 名／定員：15 名（2019 年度末時点）

□活動状況



音・on では他部署にはない独自の自主製品開発・製作に力を入れています。2019 年度は、当初 iPhone ケース開発を進めていましたが、新作モデルの流通・普及に追い付けず、一旦中断を余儀なくされました。一方で、新作染物の試作は順調に進行中で、こちらは多様な自主製品への派生・展開が期待できそうです。

年明け以降～年度末にかけては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出を伴う活

動には積極的に取り組むことができなかったのですが、その分、施設内での日中活動の充実に注力できました。イベントに取り組む際は、その準備段階から当日までのスケジュール、必要な作業などを壁に大きく貼り出すことで、利用者が主体的に日中活動に参加しやすくなるよう工夫。担当スタッフ不在でも滞りなく準備を進めることができ、イベント本番だけでなく、その準備自体も楽しめるようにしました。



その他、従来下火であったリサイクルショップ活動の充実にも取り組みました。棚卸や商品の入れ替えをこまめにおこなうことで、店舗や出張販売での売上を少しずつ伸ばしていた矢先に新型コロナウイルスの影響を受け、客足がパタリと止んでしまった点は痛恨でした。2020 年度は、感染症流行拡大への対策を十全にしつつ、外出やショップ活動の充実、さらには施設建物 2 階スペースの活用方法の

具体化～改修などを通じて、地域における利用者（重症心身障害者）に対する社会的認知や音・on 自体の存在感を高めていきたいと思っています。

5：デーセンター夢飛行（生活介護）

□登録利用者：46 名／定員：31 名（2019 年度末時点）

□活動状況

2019年度は、例年以上に施設「外」の方々と活動を共にする機会に恵まれました。毎年受け入れを実施している大阪歯科大学学生の「介護実習」に加え、三菱UFJ銀行新入行員対象の企業研修「Corporate Citizenship Project（企業市民プロジェクト）」、大阪工業大学のゼミ企画「福祉施設と提携した福祉機器開発」、大阪市社会福祉協議会新人職員研修といった取り組みを通じて、福祉分野の内外を問わず多様な方々の受け入れや共同企画を推進しました。銀行員や理系学部の学生など、日常的には障害当事者との接点がほとんどないと言ってもおかしくない方々が、今回の研修・ゼミ企画の受け入れを契機として、利用者（重症心身障害者）と出会えたことは、双方にとって貴重な体験になったのではないかと感じています。



また、毎週月曜日と金曜日に利用者とスタッフの一部が、夢飛行ではなく、地域のフリースペースで過ごす取り組みは本年度も継続しました。メンバーを固定し、手厚いスタッフ配置を確保した上で、少人数による「集中的な日中活動」を実現することが狙いです。とりわけ金曜日グループでは、外国人スタッフを軸にメンバーを編成し、国際交流に特化した活動を展開。本年度は夢飛行メンバーのみならず、他部署



（モモの家、機関車、音・on）のメンバーも巻き込みながら、企画のブラッシュアップに勤めました。今後は法人全体の取り組みとして定着させていくことも視野に入れたと考えています。

一方、前年度（2018年度）の台風被害を受けて、本年度は施設の新築・移転に向けた動きを本格化させました。従前の施設の裏手が新施設の建設予定地となり、10月に地鎮祭を執り行った後は工事が一気に進み、年度末にはほぼ竣工の状態にまで漕ぎ着けました。年度末以降は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と施設移転準備の同時並行を余儀なくされましたが、新拠点での活動がスムーズに軌道に乗り、利用者の地域生活の更なる充実に資することができるよう、全力を尽くして参ります。

6：グループホームことのは（共同生活援助）

□入居定員：7名（2019年度末時点）

□活動状況



生活支援員（夜間支援員）と世話人に加え、入居者個人単位の居宅介護利用による他事業所ヘルパーも含めた支援体制を整えることで、2019年度も包括型グループホームとしての事業を継続し、入居者7名の「家」としての役割を果たすことができました。

2019年度は2名が入院。内1名は5月上旬から下旬までの入院（開腹手術を伴う）、もう1名は12月上

旬から2月上旬までの長期入院（胃瘻造設手術を伴う）となりました。いずれも、グループホームとしての入院中支援に加え、重度訪問介護を利用したヘルパー支援もおこなうことで、手厚いケアを通じたご本人の不安軽減につなげることができたのではないかと感じています。新たに胃瘻からの経管栄養注入が必要となった入居者については、医療的ケアの実地研修～認定証交付申請といった実施に向けた態勢整備を迅速に進めることで、スムーズに退院後のグループホームでの生活に戻っていただくことができました。一方、入院には至らなかったものの、その他の入居者についても、加齢に伴うと思われる嚥下機能の低下などが見受けられる方が複数名おられ、そうしたお一人お一人の状態変化に合わせて、ケア対応なども遅滞なく更新ができるよう細心の注意を払っていききたいと思います。

余暇の過ごし方としては、お花見（4月）やBBQ（8月）、ご家族もお招きしてのクリスマス会・忘年会（12月）といった例年のイベントに加え、外出先としては初めてとなる「ひらかたパーク」のイルミネーション鑑賞にも出かけることができました（12月）。グループホームが位置する大正区泉尾地域の夏祭りについては、2019年は週末開催だったこともあり、毎週末ご実家に帰省される入居者がほとんどであるため参加が叶いませんでした。地域の皆さんに顔を見せる大切な機会ですので、次年度はまた全員参加に挑戦したいと思います。

年明け～年度末にかけては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、基本的には外出を



控えることになりましたが、テレビゲームなども活用しながら、屋内でも入居者が楽しめるよう工夫を凝らしています。今後も新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しつつ、出来る限り屋内に引きこもった生活ではなく、少しでも外に出て、入居者の地域生活・社会参加・余暇の充足に努めていきたいと思ひます。また、感染症の流行自体も「災害」の

一つと捉える視点で、地域との協力体制に基づく防災にも合わせて取り組んでいきたいと考えています。

	2019 年度 活動・イベント	関係部署
毎月または隔月の活動・イベント	「Torute」店頭販売担当	各部署（生活介護）
	大阪市社会福祉研修・情報センターでの物販活動	モモの家
	FBM デー（※夢飛行は FBM ウィーク）	各部署（生活介護）
	全体 FBM デー	全体
	天然酵母のパン販売@ショップ	夢飛行
	車椅子ダンス練習会	全体
	「てんまーと」出店（※夏季・冬季は出店見合わせ）	全体
	西成区役所「福祉の店」出店	夢飛行
	絵本読み聞かせ	モモの家＋音・on＋関車
	国際文化教室	夢飛行
	誕生日会	各部署（生活介護）
	モモシネマ（映画上映会）	モモの家
	キカンシャシネマ（映画上映会）	機関車
	On シネマ（映画上映会）	音・on
	イオン野田阪神店「イエローシートキャンペーン」参加	モモの家
	「弁天町 ORC フリマ」出店	モモの家
年間通じて随時	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各部署（生活介護＋ループホーム）
	グループ外出・プール外出	各部署（生活介護）

	入居者誕生日会	ことのは
	テレビゲーム大会	ことのは
4 月	花見外出	各部署（生活介護＋ループホーム）
	入所式	全体
5 月	ガーデニングデー	機関車
	三菱 UFJ 銀行新入行員研修受け入れ	夢飛行・機関車
	国際交流企画	全体
6 月	車椅子ダンスリハーサル	全体
	1 泊旅行@神戸	全体
	大阪工業大学コラボ企画	夢飛行
7 月	七夕イベント	各部署（生活介護）
	大阪歯科大学「学生介護実習」受け入れ	各部署（生活介護）
	国際交流企画	全体
	大阪工業大学コラボ企画	夢飛行
	スイカ割大会	音・on
	車椅子ダンス 13 期発表会	ゆうのゆう
	流しそうめん大会	機関車
8 月	夏の甲子園イベント	夢飛行
	なにわゴスペルフェスティバル鑑賞	全体
	BBQ イベント	ことのは
	モモ祭り	モモの家
	スイカ割大会	機関車
	車椅子ダンス 13 期茶話会	全体
9 月	1 泊旅行@USJ	全体
	国際交流企画	全体
	「都島ふれあいフェスタ」出店	機関車
10 月	「とっておきの音楽祭 in 堺」出店	全体
	「福島区健康展」での物販活動	モモの家
	「福島区民祭り」出店	モモの家
	自立生活支援センターFREE「ハロウィーンパーティ」参加	モモの家
11 月	1 泊旅行@神戸	全体
	「東北⇄関西⇄九州 ポジティブ生活文化交流祭」参加	全体
	国際交流企画	全体

	足湯デー	モモの家
	風船バレー大会	モモの家
	ニンテンドーswitch 大会	モモの家
	大阪市社協新人職員研修受け入れ	夢飛行
12 月	クリスマス会&忘年会	ことのは
	クリスマス会	全体
	ひらかたパークイルミネーション外出	ことのは
	足湯デー	モモの家
	箱根駅伝デー	モモの家
1 月	成人のお祝いイベント	各部署（生活介護）
	国際交流企画	全体
	新年会@日中活動	モモの家
	足湯デー	モモの家
2 月	バレンタインデーイベント	各部署（生活介護）
	豆まき（節分）イベント	各部署（生活介護）
	「あいあい祭り」出店	モモの家
	足湯デー	モモの家
	「都島福祉資源フェスタ」出店	機関車
3 月	センバツ高校野球応援デー	夢飛行＋モモの家
	ホワイトデーイベント	各部署（生活介護）
	花見外出	各部署（生活介護）
	風船バレー大会	モモの家
	カードゲーム大会	機関車
	国際交流企画	全体

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

□リサイクルショップ

生活介護施設 4 拠点それぞれにリサイクルショップを併設し、地域の方々から寄付いただいた古着などのリサイクル品のほか、自主製品などを販売しています。「買い物」というごく日常的な行為を通じて、地域の方々と利用者とが自然な対面コミュニケーションを通じて交流を深めることを目的として運営に当たっています。

夢飛行や機関車の場合は、ショップ（施設）が住宅街に位置していることもあり、年間を通じて一定の来店客数が見込めるため、ショップのスペースを利用したイベント（ワークショップなど）企画を充実させて、「常連さん」づくりやショップの存在感アップにつなげていく方向性で活動を行っています。特に夢飛行については、施設の新築移転に伴い、リサイクルショップも新装開店となるため、集客アップにつながるセールなどの企画も検討中です。



一方、モモの家や音・onの場合は、周囲に工場などが多く、日中の集客がなかなか見込みにくい立地であるため、地域のフリーマーケットや各種イベントに赴いての「出張販売」に力を入れています。店舗への来客増を目指した取り組みが必要である一方で、出張販売は利用者の貴重な外出機会ともなっており、むしろ出張販売をより充実させていくほうがよいのではないかという意見もあります。ただ、新型コロナウイルス感染拡大の影響が出始めて以降は、物販系のイベントが軒並み延期ないし中止となっており、「with コロナ」に対応した販売形態の考案が急務となっています。感染症拡大の影響を窺いながら、それぞれの施設の特性に合わせて、商品の売上増と地域の方々との交流、双方の充実を図る取り組みを今後も継続していきます。

□自主製品販売（Torute・てんまーと・その他イベント）



生活介護各施設での販売活動に加えて、全部署共同で取り組んでいるものとして、「てんまーと」（大阪天満宮境内で開催される手作り雑貨市／毎月1回／当方の出店は4～6月・9～11月）、「Torute」（大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品アンテナショップ／毎月複数回の店頭販売を担当／大阪メトロ堺筋本町駅構内）、「東北⇄関西⇄九州ポジティブ生活文化交流

祭」（被災地支援イベント／毎年11月／長居公園）などが挙げられます。

Toruteの活動では、利用者とスタッフによる店頭販売担当のほか、Torute加盟事業所同士

で互いの自主製品を委託販売し合う取り組みがあり、相互の販路拡大や販売会・店頭での商品ラインナップの充実、事業所間のネットワーク構築などに役立てています。

てんまーについては、顔なじみの出店者も増え、良好な関係を築くことができます。どちらの取り組みも、利用者にとっては貴重な外出機会となっているほか、

普段は障害者・障害福祉とあまり関わりのない一般客・出店者に対して、法人の取り組みや重症心身障害者の存在について知っていただく機会としても重要な位置を占めています。

一方、被災地支援イベントである「ポジティブ祭」では、自主製品販売と同時出店している、外国人スタッフを中心とする「国際交流屋台」（2016 年度から継続）が今回も盛況でした。毎回、中心となる外国人スタッフの母国料理を振る舞うのですが、今回は中欧・東欧地域で家庭料理としてポピュラーな「レンズ豆のスープ」と、前年度好評を博した「ホットワイン」を販売。当日は季節外れの暑さが仇となり、完売できるか危ぶまれましたが、スタッフの積極的な売り込みにより、何とか売り切ることができました。

その他、前年度初出店した「とっておき音楽祭 in 堺」（10 月）には本年度も出店。堺地域の障害福祉関係者との交流の機会ともなりました。

□利用者還元金：

「利用者還元金」（いわゆる「工賃」）となる各種売上などの合計は、前年度(2018 年度)比で微増(約 2%増)の約 95 万円。利用者 1 人当たりが受け取る還元金は約 7,000 円となりました。夢飛行で取り組んでいるビー玉アートの絵画リース事業がようやく軌道に乗り始め、コンスタントに収入を得ることができたほか、機関車は 2 年連続過去最高の売上を更新、モモの家は出張販売のほかスタッフ個人のつてによる自主製品の委託販売によって前年度よりも売上を伸ばすなど、一定の健闘が見られました。今後も売上増を目指していくことに変わりはありませんが、「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」というなど式が成り立つ精度をいかにして高めていくのか、「利用者の地域生活支援としての経済活動」をどのように法人内で位置付けていくのか、活動をめぐる本質的な課題と向き合い続ける姿勢が求められます。

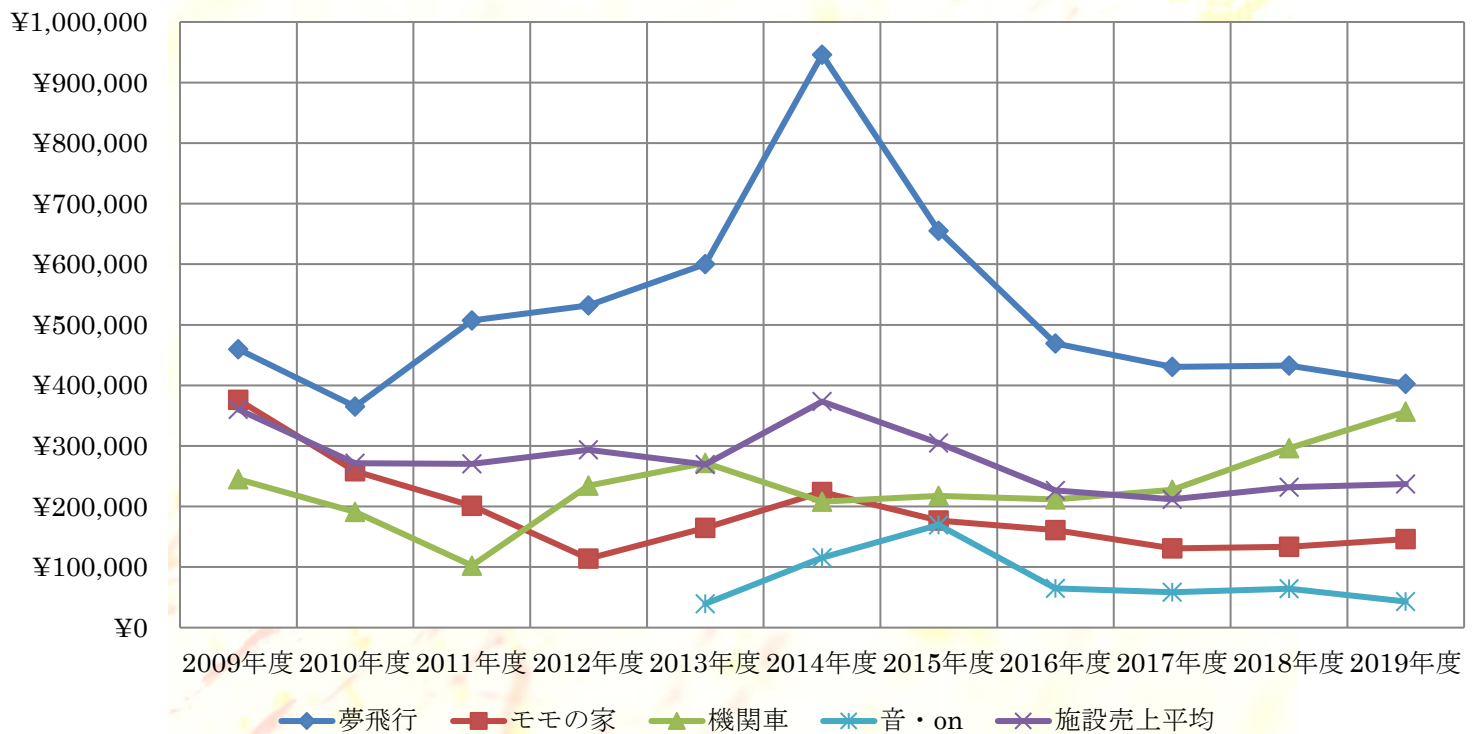


【2019 年度・施設別売上合計】（ ）内は前年度の結果

	モモの家	機関車	音・on	夢飛行	施設合計	利用者数
ショップ・自主 品・絵画売上など 合計金額	147,192 円 (135,004 円)	357,649 円 (298,115 円)	44,489 円 (65,971 円)	403,923 円 (433,990 円)	953,253 円 (933,080 円)	135 名 (135 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額=7,061 円／人（前年度=6,911 円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

2019 年度も日中活動で制作したビー玉アートの絵画作品を貸し出すリース事業に注力してきました。リース事業は他の売り切りの販売活動とは異なり、リース先との関係が継続することが大きな利点です。また実際に利用

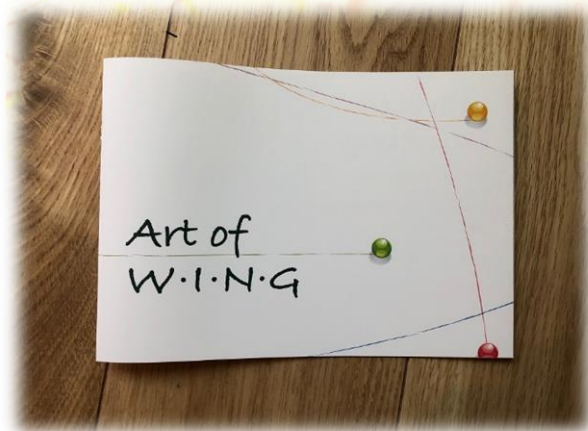


者とスタッフがリース先にお届けに伺うため、外出の機会即ち社会とつながるきっかけとなる活動でもあります。リース先は本年度1箇所増え、合計5箇所（全て歯科医院）、絵画掛け替えのための訪問回数は6回、売上は90,000円となりました。還元金の一部として大きな収入源の一つとなりました。また、このリース事業を広くPRするツールとして、外部のデザインアドバイザーと協力してパンフレットを作成しました。リース先1箇所に対して年4回の作品リース（1クール3ヶ月）を実現するとともに、パンフレットを活用するなどして新規のリース先の開拓にも一層積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

一方本年度は、アートに関する他団体との提携にも力を入れました。アートを通じた障害者支援に専門的に取り組んでいる「たんぽぽの家」（奈良市）からの紹介で、「IoTとFabと福祉」と題するプロジェクトに参加。私たちは大阪工業大学の学生と共同で、3Dプリンタを活用した福祉機器の開発に取り組みました。「福祉機器」といっても、日常生活の基本動作に必



要ないわゆる「自助具」の類ではなく、手足を自由に動かすことが困難な利用者が、ビー玉アート制作に「より参加しやすくなる」ことを目的とした道具の開発であるという点に特徴があります。学生の皆さんには、ヒアリングや試作品のテスト利用などのため、4回にわたってデーセンター夢飛行を訪れていただきました。普段福祉分野や障害当事者とあまり接点のない人たちに対して、利用者（重症心身障害者）と出会い、その存在を知っていただく機会を提供できた点で、非常に有意義な取り組みとなりました。



その他、本年度は、若者や福祉分野以外の人たちに対して、ビー玉アートについて広く訴求する発信方法を模索した1年でもありました。先述のリース事業パンフレットのほか、原画ポストカードのパッケージ仕様変更、写真投稿型SNS「Instagram」のアカウント開設など、まだ試験的な段階ですが積極的にチャレンジしています。

9：車椅子ダンス



毎年、生活介護の各施設から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月1～2回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露します。2019年度の発表会（7月）に出演したメンバーは第13期生（9ペア）。今回のテーマは「バブル時代」。演目は「Vogue」（Madonna）、「LOVE LOVE LOVE」（Dreams come true）、「ダンシング・ヒーロー」（荻野目洋子）の3曲。女性芸人・平野ノラの芸風や、大阪府立登美ヶ丘高校ダンス部の「バブリーダンス」などで近年話題となったバブル時代／バブリー世代をモチーフにした演出は大盛況。加えて、前年度にはなかったダンス講師によるデモンストレーション（3演目）も好評でした。発表会後にメンバーで集まる「茶話会」では、手作りのアルバム写真集や、発表会当日の様子を撮影したDVDをプレゼントすることで、練習～発表会の思い出を

形に残すことにも取り組んでいます。

第14期メンバーは9月に始動し、7組のペアで練習に励んでいます。今期は講師の提案で、初挑戦となるジルバステップを取り入れており、年度末も近づいた2月頃には、発表会で披露予定の3曲とも振付がほぼ最後まで演じられるようになりました。次年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、既に練習会の一時的な自粛や発表会延期も決定しています。しかし、単に意気消沈してしまうのではなく、発表会の成功を期して、練習会再開に向けた準備を着々と進めていきたいと考えています。

10：輪（つながり）委員会

主に利用者の家族と担当スタッフが定期的(1～2ヶ月に1回程度)に集まり、重症心身障害者と呼ばれる利用者の将来の生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会などを通じて具体的なアクションに繋げていくための取り組みです。



2019年度は前年度より取り組んでいる「つながりノート」（親・家族にもしものことがあった時のために必要な情報を予め書き残しておくもの）作成に関する内容をメインとし、その他、当法人利用者の成年後見人も務めている櫛田和代弁護士を講師に招いた成年後見制度の勉強会も開催しました。「つながりノート」については、記載する情報内容の決定に至った前年度から更に進捗し、「記入しやすい」「読みやすい」デザインと、実際の活用方法について検討を重ね、ようやく完成にまで漕ぎ着けました。成年後見制度の勉強会については、近年の委員会参加者の減少傾向を打開する試みとして、比較的家族の参加人数が多い法人の全体イベント（本年度は車椅子ダンス発表会）と同時開催するという形式を採りました。成年後見制度というテーマへの関心の高さも相俟って、結果的に28名の家族に参加いただくことができました。

一方、スタッフ向けの取り組みとして、利用者の家族をゲストスピーカーとして招く研修企画「教えてください、親の想い」をおよそ10年ぶりに開催しました（2月）。今回は既に逝去された利用者のご家族による講話。誕生から逝去までの悲喜交々のエピソードや葛藤など多岐にわたってお話しいただきました。若手からベテランまで29名のスタッフが参加し、普段なかなかじっくり聞くことのできないご両親・ご兄弟の想いを聞くことのできる大変貴重な時間となりました。

次年度は、完成した「つながりノート」を実際に使った「書き方講習会」を複数回にわたって実施することで、ノートの利活用を促していきたいと思います。成年後見制度の勉強会についても継続して開催予定。勉強会の内容については、制度の概要を講義形式で学ぶこれまでの段階から一歩進んで、「後見の申し立て手続き体験」など、演習の要素も取り入れながら、実際に後見制度の利用を視野に入れている家族のサポートを軸にしていく考えです。

【2019年度・つながり委員会開催実績】

開催日	会場	参加者（家族）	内容
-----	----	---------	----

2019/4/23	フリースペース Tamariba	6	「つながりノオト」検討会
7/24	西成区民センター ※車椅子ダンス発表会と同時開催	28	成年後見制度勉強会
10/24	城東区民センター	7	「つながりノオト」検討会
2020/1/10	西成区民センター	13	成年後見制度勉強会
2/8	港区民センター	4	「つながりノオト」検討会

11：FBM（ファシリテーションボールメソッド）

FBMは「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用の柔らかいボール＝ファシリテーション・ボール(FB)を媒介とした心身へのアプローチ法を指します。FBMインストラクター養成講座を修了したスタッフ（2019年度は生活介護の各施設に配属）が中心となり、毎月1～3回の「FBMデー」を設定しているほか、FBM研究会・大島昇代表をお招きしてスタッフが直接指導を受ける機会を設けています。

また、法人全体の活動（「全体FBMデー」）としても、ほぼ毎月1回のペースで実施することができました。「全体FBMデー」では、参加人数をある程度限定する（概ね利用者6～7名まで）ことによって、利用者とスタッフがFBを介して1対1でじっくりとコミュニケーションできる時間と環境を整えるよう心掛けています。



2019年度は、夢飛行での取り組みとして「FBMデー」ではなく「FBMウィーク」を設定することを通じて、通所の曜日にかかわらず、全ての利用者がFBMに触れる機会を確保するなど、取り組みの定着に一層注力しました。一方、前年度から検討していた、FBMに参加した利用者個々についての活動記録を残すことの仕組み化については、残念ながら取り掛かることができず、次年度へのペンディングとなっています。今後は、まずこのペンディングの解消に取り組むとともに、インストラクター資格保有スタッフ間の連携充実と無資格スタッフの参画方法の見直しなども進めながら、当法人の特色ある活動の一つとして確立していくことができるよう努めたいと思います。



12：旅行

予算などの事情により、2015 年度を最後に一時中止していた旅行行事ですが、2017 年度にその再開に向けて、試験的な近距離・時間短縮の宿泊行事を 1 回実施。その結果を踏まえて体制を整備した前年度(2018 年度)は、本格的に旅行行事を再開することができました。従来「希望者 1 名当たり年に 1 回」としてきたサイクルを「1 名当たり 2 年に 1 回」に変更。2019 年度は「2 年サイクル」の後半期となり、コースは前年度と同じく①大阪旅行(USJ)と②神戸旅行(須磨海浜水族園+神戸市街地)の 2 つで、合計 3 回。「旅行当日の夕方集合～ホテル宿泊→終日外出・観光」という「1 泊 1.5 日」の行程で実施しました。



前年度の感想で「行程がハードだった」という声もあり、本年度は 1 日目の集合時間や夕食の時間を早めたり、2 日目を全て自由行動とするなど、参加者のペースに合わせて行動できるよう、スケジュールにゆとりを持たせました。全員揃っての食事の際に普段はあまり顔を合わせる事のない他施設の利用者・家族・スタッフともお互いに交流することができた点も含めて、参加者からは好評だったので、今後の行程検討でも参考にしたいと思います。

本年度で最初の「2 年サイクル」を無事に終えることができました。次年度は新サイクルと



なることから、一層の内容充実を目指して、人員配置や予算の工夫により可能な範囲にはなりますが、近距離(大阪・神戸)だけでなく遠距離(東京)の行程についても挑戦しようと検討を重ねているところです。新型コロナウイルス感染症への対応にも万全を期しつつ、「非日常を満喫する」という観点から利用者の QOL 向上に寄与できるよう努力していききたいと思います。

【2019 年度・旅行行事の状況】

日程	行先・宿泊先など	利用者参加数※()内は家族
2019/6/2～6/3	①神戸(シーパル須磨/須磨海浜水族園・南京町中華街)	7 名(なし)

9/29～9/30	②大阪（ホテルユニバーサルポート／USJ）	8名（なし）
11/10～11/11	③神戸旅行（シーパル須磨／須磨海浜水族園・UMIE・南京町）	8名（なし）

13：被災地支援活動



東日本大震災の発生と私たちの東北被災地派遣活動開始から9年が経過しました。法人としての派遣活動は一旦終了しましたが、派遣活動経験のあるスタッフが個々に現地を訪れたり、現地で出会った方々と連絡を取り合ったりしながら繋がりを保っている状況です。

そうした交流先の一つ、岩手県宮古市内にある就労支援事業所「ワークハウスアトリエ SUN」で製造されたお菓子の仕入れ販売は2019年度も継続し、雑貨中心の私たちの自主製品販売に「食品」が加わることで、商品の「ラインナップ増」を図ることができました。しかし、専門スタッフ確保の問題から、アトリエ SUN が本年度末よりお菓子製造を一時的に中止せざるを得なくなったため、残念ながら

ながら次年度の仕入れ販売は不可能となる見込みです。早期の事業再開を願うばかりです。

東日本大震災以降、毎年 11/23(勤労感謝の日)に開催される被災地支援イベント「東北⇄関西⇄九州 ポジティブ生活文化交流祭」には本年度もブース出店。上記のお菓子や自主製品販売のほか、外国人スタッフが中心となって故郷の家庭料理を振る舞う「国際交流屋台」が盛況でした。イベント売上金の一部を主催団体であり、国内外問わず被災障害者支援に取り



組む認定 NPO 法人「ゆめ風基金」に寄附することを通じて、「利用者（重症心身障害者）にもできる被災地支援」を形にしていける取り組みも毎年継続しています。

同じく 11 月下旬には、岩手県一関市在住で、現地派遣活動を通じて出会った重症心身障害当事者の女性が、現在通っている支援学校高等部の修学旅行で久しぶりに来阪。派遣活動や大阪招待の取り組み(2012 年度)に関わったスタッフと宿泊先のホテルで再開を果たしました。出会った当時は小学生だった彼女も、今では歴とした女子高生に。高校卒業後の進路も含め、家族や友人や支援者らと共に地域での暮らしをどのように創り上げていくか——一関の地

で今も挑戦を続けておられます。私たちも引き続き「大阪からできることは何なのか」を模索していきたいと考えています。

本年度後半の 2020 年 1 月 17 日で、阪神大震災の発災から 25 年が経ちました。次年度(2021 年 3 月 11 日)には東日本大震災発災から 10 年の節目を迎えます。新型コロナウイルス感染症の拡大そのものも「災害」と呼べるものですが、これに地震・津波・台風・豪雨といったいわゆる大規模自然災害が重なった場合、私たちは一体どのように行動すれば、利用者と自身の命や生活を守ることができるのか。「コロナ禍」の影響を受けている只中で、いつ起こるとも知れない自然災害と向き合うことの難しさを痛感しています。

14：後援会



会員数は約 1200 名ですが、逝去などによる退会もあり、現員は約 820 名となっています。近年は特に新規会員数の伸び悩みや、現会員による継続支援の減少傾向が課題となっていますが、それでも台風被害(2018 年度)による夢飛行の新築移転のほか、送迎車輛のリースや利用者の施設内移動に用いる天井走行式リフトの設置といったハードウェア面の整備は、

現会員の皆様の多大なご支援によって実現していることに変わりはありません。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

一方、友人・知人などに呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

2019 年度は一般向けの法人パンフレットを一新し、法人の活動概要のほか、後援会の案内についても掲載スペースを大きくしたり、レイアウトを工夫

するなどしました。従来の「会費」という形に限定せず、遺贈寄附（遺産や相続財産による寄附行為）を含めた多様なご寄附・ご支援にも柔軟にお応えできるよう後援会の機能強化を図るとともに、スタッフに対する意識喚起にも一層力を入れていきたいと考えています。

15：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、2019 年度末現在で 69 名、実に全利用者（133 名）の過半数を占めるに至っています。2012 年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引などの「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受



けて、法人内でも法定研修の受講・実施、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請手続きを随時おこない、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行から丸 7 年が経ちましたが、医療的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修などにかかる法人の費用負担な

ど、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると思われます。



看護スタッフを講師として医療的ケアに従事するスタッフに対して随時実施する「医療的ケアミニ研修」は本年度も継続。必要な知識の補強とともに、エビデンスに基づく安全なケアスキルの向上を図るためにも、研修内容の更なる充実が求められます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うこと

なく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。

16：スタッフ体制・研修・育成

生活介護施設 4 ヶ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム 1 ヶ所について、2019 年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、ここ数年来、退職するスタッフに加え、産前・産後休業や育児休業を取得するスタッフの増加に伴い、必要なスタッフ数の確保が課題となっています。正規スタッフの採用活動の一層の工夫とともに、アルバイト採用やアウトソーシングも含めた総合的な対策を講じている最中です。



一方で、近年は利用者数がほぼ横ばいに近い状況で推移しており、この利用者数やサービス利用量（通所回数）の横ばい状態が続いた場合、産休・育休「明け」によるスタッフ増に対応できる事業収入を確保する必要にも迫られることとなります。新たな事業展開も含めて、慎重に検討・吟味を重ねたいと考えています。

また、結婚や出産・育児といったライフステージを迎えた現職スタッフが「長く仕事を続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。こうした状況を受けて、2019 年度は前年度の「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」に加え、キャリア（経験・技能）を有するいわゆる「ベテランスタッフ」の処遇を更に改善するための「特定処遇改善加算」を算定し、勤続年数の長いスタッフに対する福利厚生をより手厚くしました。



スタッフ研修については、2019 年度は主に 2 つの取り組みを柱として力を入れました。一つは、前年度に導入した WEB 研修「サポーターズ・カレッジ」をベースとした「研修ポイント制」。WEB 研修受講のほか、外部の研修会やセミナーへの参加などもポイント付与の対象とし、研修内容や参加形態に応じて獲得できるポイントに差を

設けています。「いかにしてポイントを貯めるか」というゲーム的な要素も一部取り入れることによって、スタッフの研修に対する積極性を引き出し、主体的な自己研鑽を促すことが狙いです。二つ目は、入職 1～4 年目のスタッフを対象に段階的な「習得（到達）目標」を設定した上で OJT（現場での直接指導）をおこなうこと。とりわけ 1 年目のスタッフに対して

は、個別の指導・育成スタッフ（メンター）を配置し、定期的な面談を設けるなどして、重点的にフォローしています。

一方ここ数年来、正規スタッフの働き方を再検討する中で、短時間勤務のアルバイトスタッフを増員しています。正規とアルバイトとでは、業務内容はもとより、求められる役割や担ってもらう責任の大きさも異なります。そのため、アルバイトスタッフに対する研修や教育の仕組み整備が早急に必要ですが、そもそも「短時間」勤務であるため、指導・育成に充てることのできる時間もまた限られているといった問題が付きまといまいます。正規スタッフは重症心身障害者支援の本質を自問自答し続けることのできる「プロ」として、アルバイトスタッフは現場の「即戦力」として、個々の特性や魅力も発揮しつつ利用者支援に取り組むことのできる人材育成の仕組みづくりを、引き続き模索していきます。

【2019 年度・正規スタッフの採用など状況】※2020 年 3 月 31 日現在

①採用	②退職	③休業中（出産・育児・傷病）	現職スタッフ（①含む②③除く）
3	5	5	47

17：緊急時対応対策委員会

2015 年度に設置した緊急時対応対策委員会（法人役員・施設長・副施設長・中堅以上のスタッフで構成）は、本年度も 1～2 ヶ月に 1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。

①利用者の体調急変時の対応・事前対策・ケース検討

日常に起こりうる事故などの緊急時対応については、実際に起きたヒヤリハットや事故の事例検討を入念におこない、原因分析や再発防止施策に取り組みました。全スタッフを対象とした普通救命講習の受講は本年度も継続しています。従来は消防署などで開催される講習会に、スタッフが勤務時間外で個々に参加する形式を基本としていました。本年度は、その形式に加え、救命講習で講師を務めることのできる資格「応急手当普及員」を有するスタッフ(1 名)が各施設を訪れ、施設内でスタッフが受講する方法も併せて試みました。

また、スタッフ 1 名が出勤時、突然目の前で倒れて意識を失った通行人に対して救命措置（胸骨圧迫と AED 使用による心肺蘇生）を実際におこなうというケースがありました。心肺蘇生は成功し、通行人の方は一命を取り留めることができました。利用者に対する救命措置ではありませんでしたが、講習を反復受講することの重要性を改めて認識することとなりま

した。

一方、事例検討では、服薬忘れや水分・栄養などの経管注入忘れといった、利用者の体調急変を伴う事故につながりかねないケースの原因分析を進める過程で、物品の持ち帰り忘れも含めた全般的な「忘れる」ことへの対応・対策について多くの時間を割いて協議しました。「忘れ」を防ぐために設定されるルールの内容、遵守状況、ルールに対するスタッフ個人の意識や現場全体の雰囲気、ルールの設定～効果測定～再検討のプロセス…といった様々な角度から、どうすれば有効なルールを設定でき、それが機能し、「忘れ」をゼロに近づけることを通じて結果的に重大事故を未然に防ぐことにつながるのか、今後も随時検討～実践を重ねていきます。

②災害時の対応・事前対策

利用者が施設で過ごしている時間帯に災害が発生し、すぐには家族と合流できない場合に備えて、常用薬3日分を施設で預かり保管する取り組みは継続し、半年に1度のペースで保管薬の交換をおこなっています（希望者のみ）。また、各部署に設置している非常用蓄電池では正常な動作が保証されない医療機器（吸引器・人工呼吸器・酸素濃縮器など）に対応するため、ガソリン駆動式発電機・カセットガス駆動式発電機・カーバッテリーといった複数種類の自家発電機具（手段）をそれぞれの部署に配備しました。

地震・気象警報発令時の対応一覧表（施設の開所・閉所／安否連絡の方法などを記載）を作成～更新し、スタッフ・利用者（家族）に配布しました。とりわけ、災害時の安否連絡を確実なものとするため、2019年度は2回にわたって、携帯電話のSMS機能を用いた安否連絡訓練を実施（スタッフ対象＋利用者・家族対象）。訓練であることを断った上で災害発生を伝えるメールを対象者に一斉送信し、個々の被災状況の返信を求める形式でしたが、配布した対応一覧表の内容を把握している方が少なかったこと、訓練メール送信の時間帯などの問題もあってか、思うような高い返信率を得ることができませんでした。救命講習と同じように、練習を繰り返すことで実際の災害時にも対応が有効となるよう、訓練の事前準備や実施の時間帯なども含めて工夫していきたいと思います。

年度末の委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応も協議しました。感染症の流行も「災害」の一つであると捉えた上で、感染防止対策と感染者が出た場合の対応の両面から、検討を重ねています。

③医療的ケアに関する対応・ケース検討

吸引や注入、人工呼吸器の管理などに関する実際のヒヤリハット・事事故例について、原

因の分析や再発防止に向けた対策などを協議しました。特に本年度は、喀痰吸引をおこなう際の吸引圧の確認と経管栄養・水分注入のタイムスケジュール確認ミスに着目し、医療的ケア手順書の様式や運用方法の改善を決定、事故防止の一助とする取り組みに注力しました。

上記①～③での検討・決定事項を踏まえ、引き続き同委員会が中心的な役割を担いながら、利用者の「安心・安全」を盤石にすべく対応を推進していく予定です。

18：決算報告

「WAM・NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト）に掲載済み。

19：定款

社会福祉法人ゆうのゆう 定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の

透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- （1） 理事 6名
- （2） 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の選任と解任）

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - （1） 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - （2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定および解職

3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

(理事の職務および権限)

第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(スタッフ(職員))

第12条 この法人に、スタッフを置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ(以下「施設長等」という)は、理事会において、選任および解任する。
- 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第14条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任または解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催と招集)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

(評議員の任期と報酬)

- 第19条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 4 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
 - 5 評議員には費用を弁償することができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金1000万円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散

(解散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人や NPO 法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければなら

生

ない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成19年12月12日から施行する。

変更後の定款は平成21年8月1日から施行する。

変更後の定款は平成29年4月1日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければ

ばならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

- ① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免
- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
 - ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

20：役員・評議員

2020年4月1日現在（あいうえお順）

評議員 黒木郁子（前家族会副会長）
滝原真実（家族会副会長）
西森年寿（大阪大学准教授）
朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員）

三木仁志（歯科医師）
柳川敏美（大阪市キャリア教育支援センター統括）
前川克子（家族会副会長）
理 事 大槻瑞文（NPO 法人 W・I・N・G 一路をはこぶ理事）
工藤涼二（弁護士）
小林美穂（社会福祉法人 ゆうのゆう 代表理事）
斎藤真弓（医師）
菅野真弓（NPO 法人 W・I・N・G 一路をはこぶ代表理事）
廣本三枝子（家族会会長）
監 事 大石真也（会計士）
荒井俊且（弁護士）

21. 役員等報酬基準

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人 ゆうのゆう の理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の

指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017年4月1日から施行する。

22. 処遇改善加算

2019年度の処遇改善加算は以下の計画に基づき支給した。

- 常勤スタッフ：勤務年数2年目のスタッフから毎月2500円～32000円分を計算し、1年分を年1回、2019年3月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。（表1参照）
- 非常勤スタッフ（派遣スタッフを除く）：勤務期間に応じて、1時間あたり30円・50円・90円を算定し、1年分を年1回支給する。
- 夜間ケア：共同生活援助において10時間以上の宿泊を伴う夜間支援を行ったスタッフ（常勤、非常勤問わず）に対して1回6500円を算定する。
- 研修への参加を促し、スタッフの資質向上、支援活動の充実を図るため、正スタッフの研修について、年1回42000円を支給する。

表1 常勤スタッフの学習支援金（1ヶ月算定額）

年目	入職年	金額
15以上	2005年以上	32000円
14	2006年	32000円

13	2007 年	30000 円
12	2008 年	27500 円
11	2009 年	25000 円
10	2010 年	22500 円
9	2011 年	20000 円
8	2012 年	17500 円
7	2013 年	15000 円
6	2014 年	12500 円
5	2015 年	10000 円
4	2016 年	7500 円
3	2017 年	5000 円
2	2018 年	2500 円

2019 年度の「特定」処遇改善加算は以下の計画（2019 年 10 月～2020 年 3 月）に基づき支給した。

■ 勤続年数 10 年以上の正スタッフのうち、社会福祉士もしくは介護福祉士の資格保有者、サービス管理責任者に対し、1 人当たり 1 ケ月 25000 円を算定し、6 ケ月分を支給する。